

貨物等省令 2 条三号<イ>と<へ>

第一輸出管理事務所 米満啓

1. <イ>は<へ>に含まれる？

本稿は「三号イの規制品は、すべて同号への規制対象にもなっているのではないか？」という問題を提起するものです。この問題提起が正しいなら「<イ>は<へ>に含まれる」、「<イ>はなくてもよいのではないか」ということとなります。

みなさん「そんなバカな！」とお思いになりますよね。こういう基本的な事項でバッテリーが生じ、多くの人目に触れる場所（すなわち省令本文）に掲示されたまま長年放置されているわけがない、と。

それに問題部分の条文の書きぶりも（下記の通り）とっつきやすくはありません。読むのが面倒というお気持ちになっても無理はないかもしれません。

<u>三号イ</u> アルキルホスホニルジフルオリド（アルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。）
<u>三号へ</u> 炭素数が3以下である1のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物

しかし実は、これからお話するのは大してむずかしい話ではありません。高校1年生程度の化学の知識があれば（つまり文系の人でも）ついていけることを保証します。

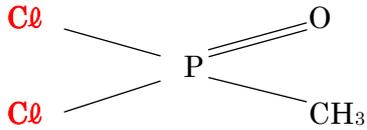
これから一歩ずつ順を追って説明を試みますので、最後までお付き合いいただければ幸いです。

2. メチルホスホン酸ジクロリドに注目

まず運用通達に示された<へ>解釈を見てみましょう。

炭素数が3以下である1のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないりん原子を含む化合物	メチルホスホン酸ジエチル、メチルホスホン酸ジメチル、 メチルホスホン酸ジクロリド 、エチルホスホン酸ジエチル、ジクロロエチルホスフィン、エチルホスホン酸ジクロリド、ジクロロメチルホスフィン、ジエチルメチルホスホニット、エチルホスホン酸ジメチル、ジフルオロエチルホスフィン、ジフルオロメチルホスフィン、メチルホスホン酸、メチルチオホスホン酸ジクロリドを含む。
---	---

それはこんな物質です。

<u>メチルホスホン酸ジクロリド</u> 分子式 CH ₃ Cl ₂ OP CAS No. 676-97-1	
--	--

3. 塩素 (Cl) をフッ素 (F) に置換したら？

塩素とフッ素はともにハロゲン元素です。両者を置換したケースをちょっと考えてみましょう。するとこんな物質になります。

<p><u>メチルホスホン酸ジフルオリド</u></p> <p>(別名 メチルホスホニルジフルオリド または DF)</p> <p>分子式 CH₃F₂OP</p> <p>CAS No. 676-99-3</p>	
--	--

上の構造式からも明らかですが、中央のリン原子は、アルキル基（1つ）と結合しておりそれ以外に炭素原子との結合はありません。したがって本品は三号へに該当します。

(<へ>の解釈右欄には 13 物質が記載されていますが、これは例示列举なので、左欄の条件を満足するものであれば、それら 13 物質以外であっても<へ>該当となります)

ところが三号イの解釈には次のようなことが書いてあります。

<p>アルキルホスホニルジフルオリド（アルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る。）</p>	<p>メチルホスホン酸ジフルオリド、エチルホスホン酸ジフルオリドを含む。</p>
--	---

つまりこの物質は三号イにも該当するのです。

4. エチルもプロピルも

アルキル基の炭素数が 2（エチル）や 3（プロピル）になっても話は同じです。

<p><u>エチルホスホン酸ジフルオリド</u></p> <p>(別名 エチルホスホニルジフルオリド)</p> <p>分子式 C₂H₅F₂OP</p> <p>CAS No. 753-98-0</p>	
<p><u>プロピルホスホン酸ジフルオリド</u></p> <p>(別名 プロピルホスホニルジフルオリド)</p> <p>分子式 C₃H₇F₂OP</p> <p>CAS No. 690-14-2</p>	

以上から「<イ>は<へ>に含まれる」ことが確認されたことと思います。

5. 若干の実害あり

許可申請手続きが<イ>と<へ>では異なります。そのためこのままではどちらの規制細目に応じた申請を行えばよいか曖昧になってしまいます。

<提出書類通達 別表1 貨物、仕向地及び提出書類>

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物	「い地域①」及び「は地域①」	B1	本省
	は地域②	D2	本省
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからヤまでのいずれかに該当する貨物	い地域①	A	経済産業局
	は地域①	B1	経済産業局
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号へからタまでのいずれかに該当する貨物	は地域②	B3	本省

6. ではどうするか?

<へ>の解釈に「<イ>に掲げるものを除く」の文言を加えるのがベストと考えます。<イ>を削除して<へ>に統合するという選択肢もありますが、それは望ましくありません。

メチルホスホン酸ジフルオリドやエチルホスホン酸ジフルオリドは、規制物質の中でも危険度が高いので、規制手続き上もやはり<へ>とは別格の厳しい取り扱いが必要と考えます。

< 附録 > 製品評価技術基盤機構サイトによる物質情報

検索結果 - NITE-CHRIP

www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/cmplnfDsp?cid=C005-505-87A&slScNm=RJ_03_001&bcPtn=3

ページ内の検索 hydrogen 検索結果がありません

NITE National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

分野
総合的なリスク評価・管理に関するさまざまな情報を提供しています。

お知らせ | 更新履歴 | English |

検索メニュー > リスト選択 > 物質一覧 > 中間検索結果 > 検索結果

検索結果

データの表示情報源のみ表示 データのない情報源を含む表示 検索結果をダウンロード

一般情報

一般情報 データの説明

CHRIP_ID	C005-505-87A	CAS番号	676-97-1
日本語名	メチルホスホニル二クロリド		
英語名	Methylphosphonyl dichloride		
分子式	CH3O2OP		
分子量	132.91		
構造式	$\begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{Cl}-\text{C}-\text{Cl} \\ \\ \text{CH}_3 \end{array}$		

別名

別名 データの説明

別名	メチルホスホニル二クロリド メチルホスホニル二クロリド 二塩化ホスホニル 二塩化メチルホスホニル(別名:メチルホスホニル二クロリド) Methylphosphonic dichloride Methylphosphonic dichloride, Methylphosphonic dichloride
----	--

日化辞

日本化学物質辞書(日化辞)情報 データの説明

日化辞番号	J50.3162	日化辞詳細情報	J-GLOBAL
-------	----------	---------	----------

検索結果 - NITE-CHRIP

www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/cmplnfDsp?cid=C006-219-69A&bcPtn=0&shMd=0&txNumSh=NjC2LTk5LTM=<NumTp=1&tx

ページ内の検索 hydrogen 検索結果がありません

NITE National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

化学物質管理分野
総合的なリスク評価・管理に関するさまざまな情報を提供しています。

お知らせ | 更新履歴 | English |

検索メニュー > 検索条件入力 > 中間検索結果 > 検索結果

検索結果

データの表示情報源のみ表示 データのない情報源を含む表示 検索結果をダウンロード

一般情報

一般情報 データの説明

CHRIP_ID	C006-219-69A	CAS番号	676-99-3
日本語名	メチルホスホニル二フルオリド		
英語名	Phosphonic difluoride, P-methyl-		
分子式	CH3F2OP		
分子量	108		
構造式	$\begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{F}-\text{C}-\text{F} \\ \\ \text{CH}_3 \end{array}$		

別名

別名 データの説明

別名	メチルホスホニル二フルオリド(別名: DF) DF DF Methylphosphonic difluoride
----	---

日化辞

日本化学物質辞書(日化辞)情報 データの説明

日化辞番号	J92.142D	日化辞詳細情報	J-GLOBAL
-------	----------	---------	----------

用途